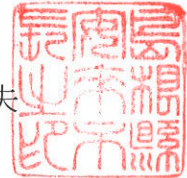


安来市告示第83号

安来市不妊治療費等助成事業実施要綱（令和4年安来市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

安来市長 田中武夫



第3条第1項中「又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」を「、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）」に改める。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する期間に治療を受けたものに限る。

第6条中「不妊治療費等助成申請書」を「不妊治療費等助成申請書兼請求書」に改め、同条第2号中「書類」の次に「（夫及び妻が同一世帯に属さない場合又は夫婦が事実上の婚姻関係にある場合に限る。）」を加え、同条第5号中「夫及び妻」を「治療を受けた者」に改め、同条第6号を次のように改める。

（6）限度額認定証等（医療保険各法又は医療保険各法以外の法令等の規定による高額療養費給付後の自己負担限度額が分かる書類）

第7条第2項を削る。

第8条中「市長は、請求書の内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金を支給するものとする」を「市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、当該交付決定に係る申請者の指定する金融機関の口座へ振り込むことにより助成金を交付する」に改める。

第9条を削る。

第10条中「5年間」を「10年間」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表一般不妊治療の項中「食事代等」を「文書料、食事代等」に、「1年につ

き」を「1年度につき夫婦1組当たり」に、「治療期間の末日の翌日から起算して1年以内」を「治療期間が終了した年度の3月31日まで」に改め、同表生殖補助医療の項中「都道府県知事が指定する医療機関において行われた保険適用の」を「保険適用される」に、「男性不妊治療に係る費用」を「文書料」に、「1回につき5万円」を「1年度につき夫婦1組当たり15万円」に、「治療期間の末日の翌日から起算して1年以内」を「治療期間が終了した年度の3月31日まで」に改め、同表不育症治療の項中「食事代等」を「文書料、食事代等」に改め、「1度の妊娠につき」の次に「夫婦1組当たり」を加え、「まで。」を「まで」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号の2中「(男性不妊治療費を除く)」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第6号及び様式第7号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

安来市長 様

申請者 〒

住所

氏名

(記名押印又は署名)

電話

不妊治療費等助成申請書兼請求書

安来市不妊治療費等助成事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業等の名称 年度安来市不妊治療費等助成事業

一般不妊治療 生殖補助医療 不育症治療

2 申請者の状況

氏名	夫		生年月日	年 月 日 (歳)
	妻		生年月日	年 月 日 (歳)
住所(夫)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	〒			
住所(妻)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	〒			
振込先口座 金融機関	金融機関コード		金融機関名	
	支店コード		支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
加入保険	夫	種別 健康保険・国民健康保険・船員保険・共済保険・その他 () 保険者番号		
	妻	種別 健康保険・国民健康保険・船員保険・共済保険・その他 () 保険者番号		
申請額		円	助成額	円

(注) 太枠内を記入してください。

《添付書類については裏面に記載していますので確認してください。》

3 添付書類

- ・医療機関証明書等（様式第2号の1から様式第2号の3までのうちいずれか）
- ・治療に要した領収書及び診療明細書（原本）
- ・治療を受けた者の医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- ・限度額認定証等（医療保険各法又は医療保険各法以外の法令等の規定による高額療養費給付後の自己負担限度額が分かる書類）
- ・その他市長が必要と認める書類

<別世帯又は事実婚関係にある夫婦>

- ・夫及び妻の戸籍謄本
- ・事実婚関係に関する申立書（事実婚の方のみ）（様式第3号）

4 申請の時期

治療が終了した年度の3月末日までに申請してください。

一般不妊治療及び生殖補助医療は複数回に分けて申請を行うことができます。